ACSES ニュースレター_２２７３号（2022 年３月４日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（22 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇火災、爆発事故等（省庁発表）：１件〈経済産業省〉
◇その他の事故、事件
・補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を行いました〈経済産業省〉
◇事故、事件の続報
〇旭化成グループの工場爆発
・ダイナマイト３万本分爆発、宮崎　旭化成関連工場、50 軒被害〈Web 報道〉
・旭化成グループのカヤク・ジャパン、東海工場で爆発事故〈Web 報道〉
・旭化成グループの工場爆発、行方不明の２４歳社員は火薬類の計量担当〈新聞報道〉
〇旭川医大学長問題
・パワハラなど指摘の学長、辞任で決着　旭川医大、解任申し出取り下げ〈新聞報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・連鎖販売業者【株式会社 ARK】に対する行政処分について〈消費者庁〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７７報）〈厚生労働省〉
・福島第1、高線量配管の撤去開始　事故発生直後ベントで汚染〈Web報道〉
・マイホームの下に除染土が…知らずに新築　保管が長びき搬出困難に〈新聞報道〉
[原子力施設全般]
・原発政策、漂流の１１年　国内で強い不信感、再稼働進まず―欧米で再評価の動きも〈Web 報道〉
[大災害対策]
・17 兆円被害から大阪守った水門、温暖化対応で刷新へ　災害激化恐れ〈新聞報道〉
・災害ごみ発生量を予測へ、国交省　デジタル空間で検証〈Web 報道〉
・盛り土規制法案を閣議決定　無許可造成、罰金３億円〈Web 報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
◇マスコミ報道　見出し
[対策・予防]
◇省庁発表
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
◇大学等関係
[3] 大気汚染防止法施行規則等の一部改正
◇大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布ついて〈環境省〉
◇大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第４号）〈官報〉
[4] 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和４年２月 24 日基発 0224 第１号）〈厚生労働省〉
[5] 「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務化対象物質リスト(R03)」更新〈労働安全衛生総合研究所〉
[6] 医薬品
◇放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 51 号）〈官報〉

河津桜（カワヅザクラ）

[7] 農薬
◇農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価を公表しました<内閣府食品安全委員会>
[8] 食品安全衛生関係
◇ ［令和４年２月 25 日生食発 0225 第１号］食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（アルベンダゾール、キャプタン、シアゾファミド、シペルメトリン、ゼラノール、ピリオフェノン、フルオキサストロビン、プロシミドン、マンデストロビン）<厚生労働省>
◇食品安全関係情報を更新しました<内閣府食品安全委員会>
◇食品「無添加」表示、基準明確に　消費者庁、指針策定へ<Web 報道>
[9] 廃棄物関係
◇海のプラごみ削減へ法的拘束力　初の規制、国際協定作りを決議<Web 報道>
◇財政難でプラごみリサイクル断念、北海道室蘭市が焼却処理へ変更<新聞報道>
◇大崎町における資源循環・廃棄物処理システムの評価に関する研究がスタート 大崎町 SDGs 推進協議会と国立環境研究所が共同研究契約を２月３日に締結<国立環境研究所>
[10] 温暖化対策関係
◇再生燃料の国産化へ団体設立　航空機向け、コスト削減<Web 報道>
[11] 環境安全関係
◇（仮称）ＪＲＥ鏡野風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について<環境省>
◇環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」登録制度（教材開発・提供事業）の新規登録について（マンガとすごろくで学ぶ！環境学習教材開発事業 【加山興業株式会社】）<環境省>
[12] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　７件　［公募結果、意見募集結果］　２件　［調査結果］　１件
[13] その他省庁発表　２件
[14] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　８件　［開催記録、報告、資料等］　６件
[15] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：６件

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇火災、爆発事故等（省庁発表）

・[LP ガス]長野県内で爆発火災事故（重傷者１名)が発生しました
＜経済産業省　2022 年３月２日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220301010/20220301010.html?from=mj
---

◇その他の事故、事件

・補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止措置を行いました
＜経済産業省　2022 年３月２日＞
https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220302001/20220302001.html?from=mj
---

◇事故、事件の続報

○旭化成グループの工場爆発

・ダイナマイト３万本分爆発、宮崎　旭化成関連工場、50 軒被害

＜共同通信　2022 年３月２日＞　https://mainichi.jp/articles/20220302/k00/00m/040/092000c

宮崎県延岡市にある旭化成のグループ会社「カヤク・ジャパン」の工場爆発事故で、カヤク社は２日未明に記者会見し、爆発した爆薬の原料はダイナマイト約３万本分に相当する量だったと明らかにした。事故で社員１人が行方不明となり、関連会社の１人が負傷。近隣の民家や公共施設約 50 軒で壁の破損などの被害が出たといい、横山真一郎社長は「多大なるご心配とご迷惑をお掛けし、おわびする」と謝罪した。

爆発が起きた建屋で保管していたのは爆薬の原料ニトログリセリン約２千キロと、別の原料「ジエチレングリコールジナイトレート」約 1100 キロで、合計でダイナマイト約３万本分に当たるという。

・旭化成グループのカヤク・ジャパン、東海工場で爆発事故

＜日刊自動車新聞　2022 年３月３日＞

https://news.yahoo.co.jp/articles/4ca3f711613e882d03f1ee4e3d929512cfb2a416

旭化成グループのカヤク・ジャパンは１日、延岡製造所東海工場（宮崎県延岡市）で爆発事故が発生したと発表した。社員１人の安否が不明で、旭化成グループ社員１人が負傷した。爆発の原因は不明。

火薬の原料を計量する第一洗浄公室で爆発が発生した。同社はインフラ整備やエアバッグのインフレーター用の火薬を取り扱っているが、爆発した工場ではエアバッグ向け火薬は製造していない。

カヤク・ジャパンは旭化成と日本化薬の共同出資会社。

・旭化成グループの工場爆発、行方不明の２４歳社員は火薬類の計量担当

＜読売新聞　2022 年３月３日＞　https://www.yomiuri.co.jp/national/20220302-OYT1T50077/

宮崎県延岡市水尻町の産業火薬製造販売会社「カヤク・ジャパン」（本社・東京）の 東海(とうみ) 工場で１日に発生した爆発事故で、同社は２日未明、市内で記者会見し、爆発で全壊したのは「第一洗浄工室」と呼ばれる施設で、行方不明となった同社員黒木大地さん（２４）（宮崎県門川町川内）が同室で火薬類の計量を担当していたことを明らかにした。

同社によると、黒木さんはこの日、ほかの従業員２人と作業をしており、黒木さんが火薬類の計量、残る２人が運搬を担当していた。爆発は黒木さん以外の２人が運搬のため同室を離れた際に起き、２人にけがはなかった。爆発当時に黒木さんが同室内にいたかは不明という。

同社は旭化成のグループ会社。軽傷を負った「旭化成エンジニアリング」社員の３０歳代男性は、工事の関係で工場敷地内を歩いていたところ、飛んできた破片が当たったという。

○旭川医大学長問題

・パワハラなど指摘の学長、辞任で決着　旭川医大、解任申し出取り下げ

＜朝日新聞　2022 年３月３日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3277Q9Q32IIPE00X.html

旭川医科大学（北海道旭川市）の吉田晃敏学長が、3 日付で辞任することになった。吉田氏をめぐっては、教職員へのパワーハラスメントや不適切支出などの問題行為が指摘され、同大の学長選考会議が昨年６月、文部科学相に解任を申し出た。一方、吉田氏は辞任を表明し、解任理由はないと反論。処遇が決まらないままだったが、大学側が解任申し出を取り下げ、文科相が辞任を認めた。

国立大学長の任免権限は文科相にある。解任申し出を受け文科省は吉田氏に事情を聴いたが、同氏は問題行為を否定。平行線が続くなか、2 月 25 日に大学が解任申し出を取り下げた。

旭川医大は昨年 11 月、西川祐司副学長を次期学長に選任。今回の解任申し出取り下げの理由として「新体制への移行を最優先したい」としており、学長が事実上不在の状況が長期化するより、早期の事態収拾が得策と判断したようだ。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・連鎖販売業者【株式会社 ARK】に対する行政処分について

＜消費者庁　2022 年３月２日＞ https://www.caa.go.jp/notice/entry/027703/

中部経済産業局は、化粧品、健康食品等を販売している連鎖販売業者である株式会社 ARK(本店所在地:東京都文京区)(以下「ARK」といいます。)に対し、令和４年３月１日、特定商取引法第 39 条第１項の規定に基づき連鎖販売取引の一部等(勧誘(勧誘者に行わせることも含みます。申込受付も同じ。)、申込受付及び契約締結)を、令和４年３月２日から令和４年６月１日までの３か月間、停止するよう命じました。
併せて、中部経済産業局は、ARK に対し、特定商取引法第 38 条第１項の規定に基づき、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました。
また、中部経済産業局は、ARK の前代表取締役葉室一政に対し、特定商取引法第 39 条の２第１項の規定に基づき、ARK に対して命じた取引等停止命令と同じ期間、取引等停止命令により停止を命ずる範囲の連鎖販売取引に係る業務を新たに開始すること(当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。)の禁止を命じました。
なお、本件は、中部経済産業局と石川県が連携して調査を行い、石川県も令和４年３月１日付で ARK に対する特定商取引法に基づく行政処分(取引等停止命令(3 か月)及び指示)並びに同社の前代表取締役に対する業務禁止命令(3 か月)を行いました。

□*大災害、原発事故対策*

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１２７７報）（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2022 年３月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5kJbLyuii52msXxY
１　自治体の検査結果
　岩手県、栃木県、千葉県、東京都、長野県、京都市、徳島県
　　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　　※ 基準値超過　１件
　　No. 12　　福島県産　　乾燥コウタケ　　(Cs：490 Bq/kg)

・福島第１、高線量配管の撤去開始　事故発生直後ベントで汚染
＜共同通信　2022 年３月１日＞　https://nordot.app/871260973613826048?c=39546741839462401
　東京電力は１日、福島第１原発１号機と２号機の原子炉建屋から共用排気筒につながる配管の撤去を始めた。2011 年３月の事故発生直後、１号機原子炉格納容器の圧力を下げるため放射性物質を含む気体を放出する「ベント」で汚染され、放射線量が非常に高い。
　撤去するのは非常用ガス処理系の配管で、排気筒の根元で２本の配管が合流する手前の部分。１号機側は約 65m、２号機側は約 70m。昨年の調査では配管外側で最大毎時 160 ミリシーベルトだった。１号機原子炉建屋に設置する大型カバーの邪魔になるほか、配管の下にある建屋の損傷部から雨水が入り込み、汚染水の原因になっていた。

・マイホームの下に除染土が…知らずに新築　保管が長びき搬出困難に
＜朝日新聞　2022 年３月３日＞
https://www.asahi.com/articles/ASQ327QRCQ32ULBJ00Z.html?iref=comtop_7_03
　東京電力福島第一原発事故後の除染で出た放射能に汚染された土や廃棄物の一部が、法令で定める中間貯蔵施設に搬入できなくなっている。除染後の現場保管が長びき、埋設した土地に住宅が新築されるなどした例が多い。地元自治体への取材で、こうした除染土や廃棄物は福島県内の約 830 カ所で約 8460 立方メートル分（10 トントラック約 1300 台分）あることがわかった。保管方法などをめぐり、国と福島県側が対応を協議している。
　原発周辺など放射線量の高い地域を除く福島県内 43 市町村での除染は 2018 年３月までに終わり、除染土や廃棄物は 45 年までに県外で最終処分することが法律で決まっている。国は今年３月末までに、最終処分までの保管先となる中間貯蔵施設（大熊町、双葉町）への搬入を完了させる方針だが、一部で大幅な遅れが避けられない状況だ。
　朝日新聞が現場保管を続ける自治体に搬出困難な件数を聞いたところ、郡山市 582 件（約６千立方メートル）

▽福島市約 200 件（約 2 千立方メートル）▽二本松市 23 件（約 230 立方メートル）▽大玉村 16 件（約 135 立方メートル）▽須賀川市 6 件（約 68 立方メートル）▽いわき市 1 件（約 27 立方メートル）だった。ほとんどが宅地という。

「仮置き場」の設置難航が背景に

福島県が昨年 9 月に行った調…

[原子力施設全般]

・原発政策、漂流の１１年　国内で強い不信感、再稼働進まず―欧米で再評価の動きも

＜時事ドットコム　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022030201042&g=eco

東京電力福島第１原発事故が国民に刻み込んだ原発への根強い不信感は、事故から１１年が経過しても一向に弱まる気配がない。電力各社で不祥事が頻発したこともあり、震災後に再稼働した原発はわずか１０基。脱炭素の動きが加速する中、欧米では運転時に温室効果ガスを排出しない利点を持つ原発を再評価する動きもあるが、日本の原発政策は方向性を示せないまま漂流している。

政府が昨年１０月に策定した第６次エネルギー基本計画は、２０３０年度の電源構成に占める原発の比率目標を前計画と同じ２０～２２％で維持したが、２０年度の実績（速報値）は３．９％にとどまる。目標実現には、原子力規制委員会に再稼働を申請済みの全２７基の稼働が必要で、実現のハードルは高い。既存原発の「高経年化」が進む中、計画に原発の新増設を盛り込もうとする動きもあったが、「再稼働と安全運転の実績が不足している」（経済産業省幹部）として、断念に追い込まれた。

一方、世界では脱炭素化の潮流を背景に、原発を再評価する動きが出ている。欧州連合（ＥＵ）は、脱炭素化に貢献するエネルギーと見なせる投資対象を示す「ＥＵタクソノミー」に、原発を条件付きで加える最終案を公表。米国でも、バイデン政権が次世代原発と位置付けられる高速炉の新規開発を後押ししている。核のごみの処分地選定でもフィンランドなどが先行している。

しかし、日本国内では安全性への懸念から依然として原発活用に否定的な声が強い。産業界には脱炭素電源として原発の有用性を訴える声があるほか、原発や関連施設が立地する地域でも財源確保の観点から再稼働や核燃料サイクルを前向きに受け止める声があるものの、活用に向けた機運は高まっていない。

脱炭素化に向けては温室効果ガスの排出が多い火力発電を減らす必要があるが、再生可能エネルギーの発電量が不安定なため、原発を活用することが避けては通れないとみられる。エネルギー政策に精通する与党幹部も「次の『骨太の方針（経済財政運営の基本指針）』に新増設などの方針を盛り込めるかがカギだ」と指摘する。ただ、国民的な議論を欠いた現状では原発推進にも脱原発にもかじを切れず、中途半端なエネルギー政策が続く懸念が拭えない。

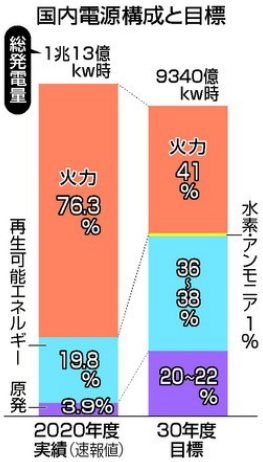

[大災害対策]

・17 兆円被害から大阪守った水門、温暖化対応で刷新へ　災害激化恐れ

＜朝日新聞　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ313TN3Q29PLBJ006.html

記録的な高潮から大阪市内を守った水門が、温暖化対策を施して生まれ変わることになった。国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の最新の報告書は、気候変動の悪影響に警鐘を鳴らす。国内でもインフラや防災対策を気候変動に適応させる動きが広がり始めた。

記録的な暴風で関西空港の滑走路を冠水させ、タンカーを橋に衝突させた 2018 年 9 月の台風 21 号。

この時、大阪市内の三つの河川にある「三大水門」と呼ばれる防潮施設が市街地に迫る高潮をせき止め、府の試算で最大 17 兆円の経済被害を防いだとされる。

海抜 0 メートル地帯が広がり、高潮に遭い続けてきた大阪市街を守るため府が 1970 年に整備。このうち木津川水門では 21 号接近時に門内外の水位差が 3 メートルに及び、ひたひたの高潮が迫る府の動画はユーチューブで計 8 万回以上再生された。

ただ老朽化が進むことから、府は 3 水門の隣に新水門を造り直すと 19 年に決めた。産業革命前から 2100 年までに、2 度の気温上昇が起きると仮定。海面上昇などの影響を織り込み、1959 年の伊勢湾台風級の高潮が、温暖化でさらに強まるかを試算した。

その結果、海面は平時で最大 70 センチ上昇。台風で海水が吹き寄せられ低気圧で海面が持ち上がる効果も合わせると潮位が最大 8・4 メートルに達し、上端 7・4 メートルの現在の 3 水門の設計では防げないと判明。そのため、新水門の上端は段階的に高めて、最大約 1・2 メートル高い 8・6 メートルにするとした。

温暖化対応を盛りこむ前の概算費用は計約 360 億円で追加費用は未確定という。22 年度から順次着工し約 20 年で整備する予定だ。

2 月末に公開された IPCC…

・災害ごみ発生量を予測へ、国交省　デジタル空間で検証

＜共同通信　2022 年 3 月 1 日＞　https://nordot.app/871253355311628288?c=39546741839462401

国土交通省が、大規模災害で発生するごみの量を予測、仮置き場の効率的な配置を検証する実証実験を始めることが 1 日、分かった。デジタル空間に都市を再現した「3D 都市モデル」を活用する初の取り組み。早期の復旧復興に欠かせないごみ処理の迅速化に向けたシステム開発を目指す。特定の都市を想定し 2022 年度中に実施する。

11 年の東日本大震災では、津波堆積物以外にも、がれきや使えなくなった家財といった災害ごみが被災地で約 2 千万トン発生、復旧活動の障害となった。環境省は、南海トラフ巨大地震では 10 倍以上の計約 2 億 5 千万トンに上ると推計している。

・盛り土規制法案を閣議決定　無許可造成、罰金 3 億円

＜共同通信　2022 年 3 月 1 日＞　https://nordot.app/871190899761348608?c=39546741839462401

政府は 1 日、静岡県熱海市の土石流被害を踏まえた盛り土規制法案を閣議決定した。都道府県などが指定した区域内の盛り土を許可制にし、全国一律の規制を適用。無許可造成や是正命令違反をした法人に最高 3 億円の罰金を科すなど厳罰化する。2024 年度の施行を目指す。

熱海市では、不適切に造成された盛り土が被害を拡大したとされる。盛り土は場所によって適用される法律が異なり、規制が緩い所で危険な造成が行われるケースが多い。このため、宅地造成等規制法を改称し、農地や森林など土地の用途にかかわらず適用するよう抜本改正した。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について（令和４年３月３日版）

＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2n5nExeet6GaioBY

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s0nZvGx-Wv6mShYhY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について（空港検疫）

＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g3npjFx0as6WeicRY
・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料（発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例）を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=M8lZPOz-2n4myoChY

◇マスコミ報道　見出し
・オミクロン株の致死率「インフルよりも高い」　専門家組織が見解
＜毎日新聞　2022 年 3 月 2 日＞　https://mainichi.jp/articles/20220302/k00/00m/040/321000c
・蔓延防止対象外の１１県で感染者増加　厚労省調べ
＜産経ニュース　2022 年 2 月 26 日＞
https://www.sankei.com/article/20220226-BJRMSANDP5OSJAGLGCUGK4J5CY/

[対策・予防]
◇「まん延防止」延長は 18 都道府県 解除は 13 県 きょう正式決定
＜NHK　2022 年 3 月 4 日＞　https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220304/k10013513081000.html
今月 6 日を期限にまん延防止等重点措置を適用している自治体のうち、政府は、東京や大阪など 18 都道府県で今月 21 日まで延長する方針で、4 日専門家に諮ったうえで正式に決定することにしています。一方、水際対策をめぐっては、今月 14 日から 1 日当たりの入国者数の上限を、今の 5000 人から 7000 人に引き上げることにしています。
新型コロナ対策のまん延防止等重点措置は現在、31 の都道府県に適用されていて、期限を 6 日に控え、岸田総理大臣は 3 日、関係閣僚と扱いを協議しました。
そして、東京、大阪、愛知など 18 の都道府県では、今月 21 日まで延長する一方、福岡や広島など 13 の県は、6 日の期限をもって解除する方針を確認しました。
延長の理由について岸田総理大臣は 3 日夜の会見で、「全国の感染状況は改善傾向が確かなものとなっているが、地域によっては、重症者が増加したりクラスターが発生したりして、病床使用率がなお高い水準にある」と説明しました。
政府は 4 日、感染症などの専門家でつくる「基本的対処方針分科会」に諮り了承が得られれば、国会での報告と質疑を経て正式に決定することにしています。
政府は、高齢者施設での感染防止対策の強化などを徹底したり、3 回目のワクチン接種を加速したりして、重点措置の解除に万全を期すことにしています。
一方、水際対策をめぐって政府は、進学や転勤などで日本人の帰国需要が高まる年度末を控え、今月 14 日から 1 日当たりの入国者数の上限を、今の 5000 人から 7000 人に引き上げることにしています。
また、来日できず待機している海外からの留学生の受け入れを優先的に進めるため、ビジネス客が比較的少ない月曜日から木曜日を中心に、航空機の空席を活用して、入国できる仕組みを設けることにしています。
政府は、入国者数の上限とは別に、1 日当たり 1000 人程度の留学生の入国を見込んでいます。
およそ 15 万人 来日できず待機している留学生
水際対策によって、海外からの新規入国が、先月末まで原則停止されていた影響で、来日できず待機している留学生は、ことし 1 月時点でおよそ 15 万人にのぼります。
新たな仕組みでは、文部科学省と出入国在留管理庁が設けるサポートセンターが、大学や日本語学校などを通じて留学生の情報を集約し、航空会社に仮予約をするということです。
政府は、入国者数の上限とは別に、1 日当たり 1000 人程度の入国を見込んでいて、5 月末までに、入国を希望する相当程度の留学生を受け入れたいとしています。

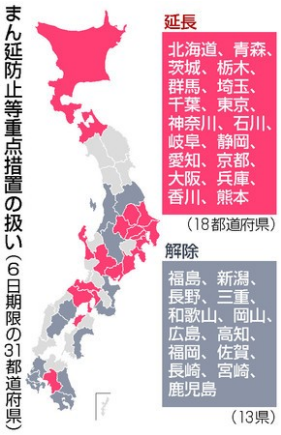

＜時事ドットコム　2022 年 3 月 4 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2022030301023&g=pol

---

◇省庁発表

・自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）（新型コロナウイルス感染症）2022 年を更新しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7kpTJyOqg5WuvfRY
・Border Measures Japan
＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4kZfKy-mj5mirrhY
・一般事業者からの問合せに対応できる医薬品卸売業者等について
＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7kpTJyOqg5WuovRY

・検査証明書の提出についてページを更新しました。
＜厚生労働省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=U6k6XZXcYax8OwDBY

・質問票の提出について掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7kqTYXMcbxsKxHRY

・第 74 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料（令和 4 年 3 月 2 日）を掲載しました
＜厚生労働省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k2n6nVUcoWy8-_wBY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

◇大学等関係

・大学などの中退、昨年比 3.8%増　「コロナで」は 1.4 倍に
＜朝日新聞　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ315TP6Q31UTIL02F.html

文部科学省は 1 日、新型コロナウイルスの影響による全国の大学などの中退・休学者数を発表した。昨年 12 月末時点で、中退者は前年同期（1367 人）の約 1・4 倍の 1937 人、休学者は前年同期（4434 人）の約 1・3 倍の 5855 人だった。

全国の国公私立大・短大・大学院・高専計 1073 校に調査し、1032 校が回答した。コロナの影響ではないケースも含む中退者全体は、前年同期比 3・8%増の 2 万 9733 人。このうちコロナの影響による中退者の割合は 6・5%だった。休学者全体は同 1・4%減の 6 万 4783 人で、コロナの影響による休学者の割合は 9%だった。

コロナの影響による中退の理由の内訳は、キャンパスに行きづらいなどの「学生生活不適応・修学意欲低下」が同 10・3 ポイント増の 30・3%で最多だった。休学では、同じ理由が同 1 ポイント増の 10・6%だった。「経済的困窮」は中退で同 8・2 ポイント減の 19・9%、休学で増減なしの 15%だった。

文科省は「コロナの長期化で、キャンパスに通う機会が減り、人との交流が少なくなっていることが影響しているのではないか」と分析。各大学などに学生への支援策を積極的に発信するよう依頼したという。

****

[3] *大気汚染防止法施行規則等の一部改正*

◇大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布ついて

＜環境省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.env.go.jp/press/110677.html

「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」が本日公布され、一部規定を除き本日から施行されますのでお知らせします。

また、令和３年12月10日（金）～令和４年１月11日（火）にかけて実施した「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果についても併せてお知らせします。

１．改正の趣旨

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の規制対象であるばい煙発生施設のうちボイラーについては、規制改革を求める要望や専門家による検討を踏まえ、規模要件から伝熱面積を削除するとともに、バーナーを持たない施設についても燃料の燃焼能力で規制対象とするため、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和３年政令第275号）が令和３年９月29日に公布されました。当該政令改正に伴い、関連する規定の改正を行うものです。

また、石綿の飛散防止対策については、大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和２年法律第39号）によって新設された建築物等の解体等に伴う石綿の事前調査結果の報告規定が令和４年４月１日から施行されるのに併せて、都道府県等による立入検査が円滑に実施されるよう、解体等工事に係る調査結果の報告事項に、特定粉じん排出等作業の開始時期の情報を追加する等の所要の改正を行うものです。

２．改正の内容

（１）　大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第１号。以下「施行規則」という。）第２条中「一の項」を「二二の項」に改正する。

（２）　施行規則様式第３の６別紙１中の伝熱面積欄を削除する。

（３）　大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和２年環境省令第25号。以下「整備省令」という。）で新設される施行規則第16条の11第２項各号において列挙　　されている解体等工事に係る調査結果の報告事項に、特定粉じん排出等作業の開始時期を追加する。

（４）　（３）の改正に伴い、整備省令で新設される事前調査結果報告書の様式（整備省令第２条による改正後の施行規則様式第３の４）の記載事項に、特定粉じん排出等作業の開始時期等を追加する。

（５）　整備省令で改正される事前調査結果報告書の様式等について、備考欄の所要の改正を行う。

３．施行期日　　公布の日

ただし、２（１）及び２（２）の規定は、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和４年10月１日）

４．意見募集（パブリックコメント）の実施結果

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集（パブリックコメント）の結果は、別添２のとおりです。

添付資料

（別添１）大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

https://www.env.go.jp/press/110677/betu1.pdf

（別添２）「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令案」に関する意見募集（パブリックコメント）の結果について

https://www.env.go.jp/press/110677/betu2.pdf

◇大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令（環境省令第４号）

［官報］　令和４年３月３日　号外　第 44 号　13～25 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220303/20220303g00044/20220303g000440013f.html

〇環境省令第４号

大気汚染防止法の一部を改正する法律（令和二年法律第三十九号）及び大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百七十五号）の施行に伴い、並びに大気汚染防止法（昭和四十三

年法律第九十七号）の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和４年３月３日　　環境大臣　　山口　　壯

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令

（大気汚染防止法施行規則の一部改正）

第一条　大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業書第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正後」のみ、抜粋、掲載した。〈ACSES 事務局〉―

改正後

（伝熱面積）

第二条　令別表第一の二二の項の下欄に掲げる伝熱面積の算定方法は、日本産業規格Ｂ八二〇一及びＢ八二〇三の伝熱面積の項で定めるところによる。

―表　省略―

様式第３の６　水銀排出施設設置（使用、変更）届出書

別紙１　水銀排出施設の構造

別紙２・３　（略）

（大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第二条　大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（令和二年環境省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則第十六条の十の次に一条を加える改正規定を次のように改める。

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正後」のみ、抜粋、掲載した。〈ACSES 事務局〉―

（解体等工事に係る調査の結果の報告）　（新設）

第十六条の十一　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次のいずれかに掲げる解体等工事に係る事前調査について行うものとする。

一　建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が八十平方メートル以上であるもの

二　建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金（解体等工事の自主施工者が施工するものについては、これを請負人に施工させることとした場合における適正な請負代金相当額。次号及び次項第五号において同じ。）の合計額が百万円以上であるもの

三　工作物（特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものに限る。）を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計額が百万円以上であるもの

２　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、次に掲げる事項（解体等工事に係る建築物等が第十六条の五第一号イからホまでに掲げるもののいずれかに該当する場合にあっては、第一号から第五号までに掲げる事項（第十六条の八第一項第六号及び第八号に掲げる事項を除く。）に限る。）について行うものとする。

一　解体等工事の発注者及び元請業者又は自主施工者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　第十六条の七第一号並びに第十六条の八第一項第二号、第三号、第五号、第六号及び第八号に掲げる事項

三　解体等工事の実施の期間

四　解体等工事が前項第一号に掲げる建設工事に該当するときは、同号に規定する作業の対象となる床面積の合計

五　解体等工事が前項第二号又は第三号に掲げる建設工事に該当するときは、これらの規定に規定する作業の請負代金の合計額

六　解体等工事に係る建築物等の部分における建築材料の種類

七　前号に規定する建築材料が特定建築材料に該当するか否か（第十六条の五第二号ただし書の規定により解体等工事が特定工事に該当するものとみなした場合にあっては、その旨）及び該当しないときは、その根拠の概要

八　解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事における特定粉じん排出等作業の開始時期

３　建築物等の解体等工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなして、第一項の規定を適用する。

４　法第十八条の十五第六項の規定による報告は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定に基づき、電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法により行うものとする。ただし、電子情報処理組織の使用が困難な場合は、様式第三の四による報告書によって行うことをもってこれに代えることができる。

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の三の改正規定を次のように改める。

様式第３の４　事前調査結果報告書　―*省略*―

第二条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の五の改正規定を次のように改める。

―*「改正後」と「改正前」が併記されているが、「改正後」のみ、抜粋、掲載した。〈ACSES 事務局〉*―

様式第３の６　水銀排出施設設置（使用、変更）届出書　―*省略*―

別紙１　水銀排出施設の構造　―*省略*―

別紙３　水銀等の処理の方法　―*省略*―

第三条のうち、大気汚染防止法施行規則様式第三の四の改正規定を次のように改める。

様式第３の４　事前調査結果報告書

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定は、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現にある同条による改正前の大気汚染防止法施行規則様式第三の六（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条による改正後の大気汚染防止法施行規則様式第三の六によるものとみなす。

２　第一条の規定の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

****

[4] 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和４年２月 24 日基発 0224 第１号）

＜厚生労働省　2022 年２月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T220225K0030.pdf

□ 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部改正

◇労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（政令第 51 号）

［官報］　令和4年2月24日　号外　第38号　3～9頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220224/20220224g00038/20220224g000380003f.html

◇労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（厚生労働省令第 25 号）

［官報］　令和４年２月 24 日　号外　第 38 号　11～48 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220224/20220224g00038/20220224g000380011f.html

―ACSES-NL_2270_20220226　掲載―

基発 0224 第１号

令和４年２月 24 日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和４年政令第 51 号。以下「改正政令」という。）及び労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令（令和４年厚生労働省令第 25 号。以下「改正省令」という。）については、令和４年２月 24 日に公布され、令和５年４月１日から施行（一部令和６年４月１日から施行）することとされたところである。その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第１　改正の趣旨

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和３年７月 19 日公表）を踏まえ、化学物質のばく露による健康障害を防止するため、労働安全衛生施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」という。）、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）及び特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）について、所要の改正を行ったものである。

第２　改正の要点

１　改正政令関係

（１）労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大（令第９条の３関係）

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 31 条の２の規定により、注文者が請負人の労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講じなければならない設備の範囲について、危険有害性を有する化学物質である法第 57 条の２の通知対象物を製造し、又は取り扱う設備に対象を拡大したこと。

（２）職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大（令第 19 条関係）

法第 60 条の職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種に、化学物質を取り扱う業種を追加するため、これまで対象外であった「食料品製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」の２業種を追加したこと。なお、「うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。」とされているのは、うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業については、従前から職長等に対する安全衛生教育の対象業種となっており、新たに追加されるものではないという趣旨である。したがって、今般の改正により、全ての食料品製造業が職長等に対する安全衛生教育の対象となること。

（３）名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加（令別表第９関係）

法第 57 条第１項の規定による化学物質等の名称等の表示（ラベル表示）、法第 57 条の２第１項の規定による化学物質等の名称等の通知（安全データシート（ＳＤＳ）の交付）及び法第 57 条の３第１項の規定による化学物質等の危険性又は有害性等の調査等（リスクアセスメントの実施等）を行わなければならない化学物質等として、令別表第９に 234 物質を追加したこと。

（４）その他

その他所要の改正を行ったものであること。

（５）施行期日（改正政令附則第１項関係）

改正政令は、令和５年４月１日（（３）については令和６年４月１日）から施行することとしたこと。

（６）経過措置関係（改正政令附則第２項関係）

ア　（１）により新たに令第９条の３に追加された設備に係る法第 31 条の２に規定する作業に係る仕事であって、改正政令の施行の日前に請負契約が締結されたものについては、令和５年９月 30 日までの間、同条の規定は適用しないこととすること。

イ　（３）により令別表第９に追加された物について、改正政令の施行の日において現に存するものについては、法第 57 条第１項の表示の規定は、令和７年３月 31 日までの間、適用しないこととすること。

２　改正省令関係

（１）表示及び通知対象物の裾切り値の設定（安衛則別表第２関係）

１の（３）により新たに令別表第９に追加された 234 物質の裾切り値（製剤等について、当該物質の含有量がその値未満の場合に法第 57 条第１項の表示及び法第 57 条の２第１項の通知の対象とならない値）

を定めたこと。

（２）その他

その他所要の規定の整備を行ったものであること。

（３）施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和５年４月１日（（１）については令和６年４月１日）から施行することとしたこと。

第３　細部事項

１　改正政令関係

（１）労働災害を防止するため注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大について（法第31条の２、令第９条の３関係）

ア　化学物質の製造・取扱設備の改造、修理、清掃等の作業に係る仕事における労働災害を防止するため、化学物質の譲渡・提供時に通知される危険性・有害性情報等が当該仕事の請負人にも伝達されるよう、法第57条の２第１項に規定する通知対象物を製造し、又は取り扱う設備を、対象設備として新たに規定し、対象設備の範囲を拡大したものであること。

イ　「附属設備」とは、従前、平成18年２月24日付け基発第0224003号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律(労働安全衛生法関係)等の施行について」の記のⅡ第２の２（１）エにより示したとおりであること。

ウ　なお、法第31条の２の対象となる設備は、設備ごとに、その適否が判断されるものである。例えば、解体等を予定している区画において、危険有害性のある化学物質を製造等する設備が複数存在した場合に、法第31条の２の対象となる設備は、請負人が解体等工事を請け負う設備及び当該設備の附属設備に限られ、同じ区画にあるというだけで、予定している解体等工事に一切関わりの無い設備や附属設備まで法第31条の２に基づく措置を講ずる必要は無いことに留意すること。なお、対象設備について、同一生産ライン上にある設備であっても、別区画の遮蔽された設備であれば同様に考えること。

（２）職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大について（法第60条、令第19条関係）

「食料品製造業（うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。)」、「新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業」については、近年の化学物質による労働災害の発生状況を鑑み、新たに職長等に対する安全衛生教育の対象としたこと。

（３）名称等を表示及び通知すべき化学物質等の追加等について（法第57条第１項、法第57条の２第１項、令別表第９関係）

改正政令による令別表第９への追加対象物質は、令和２年度までに国がＧＨＳ（化学品の分類および表示に関する世界調和システム）に基づく分類を行った物質のうち、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のいずれかの有害性クラスで区分１相当の有害性を有する物質（既に令別表第９に規定されている物を除く。）を選定したものであること。

ア　令別表第９に追加される物質の留意事項

改正政令で令別表第９に追加される対象物の範囲についての留意事項は以下のとおりであること。

（ア）ダイオキシン類（別表第３第１号３に掲げる物に該当するものを除く。）（改正政令による改正後の令別表第９（以下「新令別表第９」という。）第333号の２）

ダイオキシン類とは、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第２条に掲げる「ポリ塩化ジベンゾフラン」、「ポリ塩化ジベンゾ―パラ―ジオキシン」及び「コプラナーポリ塩化ビフェニル」をいうものであるが、このうち「コプラナーポリ塩化ビフェニル」は令別表第３第１号「第一類物質」の「３塩素化ビフエニル（別名ＰＣＢ)」に該当し、既に名称等を表示及び通知すべき化学物質であることから、当該物質を「別表第３第１号３に掲げる物に該当するもの」として令別表第９の追加対象から除外したものであること。

イ　令別表第９から削除等される物質の留意事項

今般の改正に伴い、追加対象物質に包含される等の理由により、以下の物質が令別表第９から削除されるが、これらの物質は引き続きラベル表示及びSDS交付の対象物質であることに留意すること。

（ア）一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム＝ジクロリド（別名パラコート）（改正政令による改

正前の令別表第９（以下「旧令別表第９」という。）第 296 号）及び一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム二メタンスルホン酸塩(同表第 297 号)一・一′―ジメチル―四・四′―ビピリジニウム塩(新令別表第９第 296 号)に包含されることから削除したものであること。

（イ）二・三・七・八―テトラクロロジベンゾ――・四―ジオキシン（旧令別表第９第 362 号）

ダイオキシン類（別表第３第１号３に掲げる物に該当するものを除く。）（新令別表第９第 333 号の２）に包含されることから削除したものであること。

（ウ）ヒドラジン（旧令別表第９第 459 号）及びヒドラジン一水和物（同表第 460 号）ヒドラジン及びその一水和物（新令別表第９第 459 号）に統合したものであること。

（エ）りん酸トリ（オルト―トリル）（旧令別表第９第 625 号）

りん酸トリトリル（新令別表第９第 626 号の３）に包含されることから削除したものであること。

また、一・四・五・六・七・八・八―ヘプタクロロ―二・三―エポキシ―二・三・三ａ・四・七・七ａ―ヘキサヒドロ―四・七―メタノ――Ｈ―インデン（別名ヘプタクロルエポキシド）（新令別表第９第 524 号）は、旧令別表第９同号の物質をより適正な名称に修正したものであり、対象物質の範囲に変更はないこと。

今般の改正に伴い、234 物質が令別表第９に追加されるが、上記のとおり追加対象物質に包含される等の理由により削除される物質もあるため、改正後の表示及び通知対象物の数は 903 物質（令別表第３第１号の７物質を含む。）となること。

２　改正省令関係

（１）表示及び通知対象物の裾切り値の設定について（安衛則別表第２関係）

改正政令により新たに令別表第９に追加された 234 物質の裾切り値は、平成 27 年８月３日付け基発 0803 第２号「労働安全衛生法施行令及び厚生労働省組織令の一部を改正する政令等の施行について（化学物質等の表示及び危険性又は有害性等の調査に係る規定等関係）」の記の第３の２（２）の考え方により設定されているものであること。これら対象物の裾切り値とＣＡＳ登録番号の一覧は、別紙のとおりであり、この一覧は、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所のホームページ（https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html）にて公開していること。

また、従前から表示及び通知対象物であった物質の一部について、令別表第９における物質の名称との関係を明確にする観点から、安衛則別表第２における名称を変更したところであるが、これらの対象物の範囲及び裾切り値に変更はないこと。

第４　関係通達の改正

ラベル表示及びＳＤＳ交付の義務対象から除外される法第 57 条第１項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第 57 条の２第１項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」の範囲を明確化するため、平成 27 年８月３日付け基発 0803 第２号の記の第３の１（２）を次のとおり改める。

（２）法第 57 条第１項ただし書の「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」及び法第 57 条の２第１項ただし書の「主として一般消費者の用に供される製品」には、以下のものが含まれるものであること。

ア　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に定められている医薬品、医薬部外品及び化粧品

イ　農薬取締法（昭和 23 年法律第 125 号）に定められている農薬

ウ　労働者による取扱いの過程において固体以外の状態にならず、かつ、粉状又は粒状にならない製品

エ　表示対象物又は通知対象物が密閉された状態で取り扱われる製品

オ　一般消費者のもとに提供される段階の食品。ただし、水酸化ナトリウム、硫酸、酸化チタン等が含まれた食品添加物、エタノール等が含まれた酒類など、表示対象物が含まれているものであって、譲渡・提供先において、労働者がこれらの食品添加物を添加し、又は酒類を希釈するなど、労働者が表示対象物又は通知対象物にばく露するおそれのある作業が予定されるものについては、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

カ　家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号）に基づく表示がなされている製品、その他一般消費者が家庭等において私的に使用することを目的として製造又は輸入された製品。いわゆる業務用洗剤等の

業務に使用することが想定されている製品は、一般消費者も入手可能な方法で譲渡又は提供されているものであっても、「主として一般消費者の生活の用に供するためのもの」、「主として一般消費者の用に供される製品」には該当しないこと。

****

[5] 「労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付の義務化対象物質リスト(R03)」更新

＜労働安全衛生総合研究所(JNIOSH)　2022年2月24日＞

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

（労働安全衛生法施行令改正に伴い労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDS 交付義務対象物質リスト（R03）（令和４年２月 24 日改正政令公布、令和６年４月１日施行）を更新）

労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付の義務化対象物質リスト：234 物質

（令和４年２月 24 日改正政令公布、令和６年４月１日施行）

国による GHS 分類の結果、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性及び急性毒性のカテゴリーで区分１相当の有害性を有する物質として、労働安全衛生法に基づくラベル表示・ＳＤＳ交付を義務化した対象物質リスト（令和６年４月１日施行）です。

****

[6] *医薬品等*

◇放射性医薬品基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 51 号）

［官報］　令和４年３月２日　本紙　第 685 号　4～5 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220302/20220302h00685/20220302h006850004f.html

○厚生労働省告示第 51 号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十二条第一項の規定に基づき、放射性医薬品基準（平成二十五年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次の表のように改正する。

令和４年３月２日　　厚生労働大臣　　後藤　茂之

（傍線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
第４　医薬品各条 1～11　（略） 12　過テクネチウム酸ナトリウム(^{99m}TC)注射液 （略） 純度試験 ⑴・⑵　（略） ⑶　アルミニウム　本品及び比較液をそれぞれ等量の酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液(pH4.7)と混和したのちアルミニウム試験紙に滴下するとき、本品の試験紙の呈する色は、比較液の呈する色より薄い（１０ｐｐｍ以下）。 比較液：硝酸アルミニウムの生理食塩液溶液(139→1000000)を比較液とする。この液１ｍＬはアルミニウム(A 1) 10μｇを含む。	第４　医薬品各条 1～11　（略） 12　過テクネチウム酸ナトリウム(^{99m}TC)注射液 （略） 純度試験 ⑴・⑵　（略） ⑶　アルミニウム　本品 3.0mL 及びアルミニウム標準液 1.5mL を採り、それぞれ水２ｍＬ、3.5mL 及び用時調製したＬ－アスコルビン酸溶液（1→20）2.4mL ずつを加えて振り混ぜ、15 分間放置する。次にそれぞれに水５ｍＬ及びアンモニア　水圏を加えてｐＨを８に調整した後、希塩酸を加えてｐＨを７に調整する。これらに pH3.8 の酢酸・酢酸ナトリウム緩衝液５ｍＬ、アルミノン試液１ｍＬ及び水を加えて正確に 25mL として 20 分間放置、

(略) 13～49　(略)	それぞれ試料呈色液及び標準呈色液とする。別に、水 5.0mL に用時調製したＬ－アスコルビン酸溶液（1→20）2.4ｍＬを加え、以下同様に操作して得た液を対照として、前記両呈色液について、紫外可視吸光度測定法により試験を行い、層長１ｃｍで波長 530nm における吸光度を測定するとき、試料呈色液の吸光度は、標準呈色液の吸光度より小さい（１０ｐｐｍ以下）。 (略) 13～49　(略)

****

[7] ***農薬***

◇農薬「フロニカミド」に係る食品健康影響評価を公表しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 2 月 22 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/evaluationDocument/show/kya20211208251

****

[8] ***食品安全衛生関係***

◇［令和 4 年 2 月 25 日生食発 0225 第 1 号］食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について（アルベンダゾール、キャプタン、シアゾファミド、シペルメトリン、ゼラノール、ピリオフェノン、フルオキサストロビン、プロシミドン、マンデストロビン）

＜厚生労働省　2022 年 2 月 25 日＞　https://www.mhlw.go.jp/content/000902220.pdf

◇食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件（厚生労働省告示第 42 号）

［官報］　令和 4 年 2 月 25 日　号外　第 40 号　16～40 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220225/20220225g00040/20220225g000400016f.html

―ACSES-NL_2271_20220228　掲載―

生食発 0225 第１号

令和４年２月 25 日

都道府県知事

各　保健所設置市長　　殿

特 別 区 長

厚生労働省大臣官房

生活衛生・食品安全審議官

食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件（令和４年厚生労働省告示第 42 号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成 12 年厚生省告示第 233 号。以下「手続告示」という。）、食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量(平成 17 年厚生労働省告示第 497 号。以下「一律基準告示」という。）及び食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質(平成 17 年厚生労働省告示第 498 号。以下「対象外物質告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第１　改正の概要

１　規格基準告示について、以下の品目に係る食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

動物用医薬品アルベンダゾール、農薬キャプタン、農薬シアゾファミド、農薬及び動物用医薬品シペルメトリン、動物用医薬品ゼラノール、農薬ピリオフェノン、農薬フルオキサストロビン、農薬プロシミドン並びに農薬マンデストロビン

２　手続告示、一律基準告示及び対象外物質告示について、所要の改正を行ったこと。

第２　適用期日

１　規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して１年を経過した日から適用すること。

◇食品安全関係情報を更新しました

＜内閣府食品安全委員会　2022 年 2 月 25 日＞

http://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/search?year=&from=struct&from_year=2022&from_month=1&from_day=29&to=struct&to_year=2022&to_month=2&to_day=11&max=100

1 月 29 日～2 月 11 日の海外情報が更新された。食品安全総合情報システムで検索できる。

◇食品「無添加」表示、基準明確に　消費者庁、指針策定へ

＜共同通信　2022 年 3 月 1 日＞　https://nordot.app/871266508525633536?c=39546741839462401

食品の「無添加」表示に関する消費者庁の有識者検討会は 1 日、表示ルールを定めたガイドライン案を大筋で了承した。「物質名が不明確な単なる『無添加』の表示」など 10 類型を、食品表示基準に違反する禁止事項として明確にした。今月中に正式に策定する。

消費者庁によると、食品添加物の表示方法は食品表示基準で規定されている。一方、不使用の表示に定めはなく、消費者が「添加物を一切使用していない」と誤認するケースが散見されていた。

****

[9] ***廃棄物関係***

◇海のプラごみ削減へ法的拘束力　初の規制、国際協定作りを決議

＜共同通信　2022 年 3 月 2 日＞　https://nordot.app/871724273937661952?c=39546741839462401

深刻化する海のプラスチックごみの削減に関し、国連環境総会（UNEA）が 2 日、海洋環境を含むプラスチック汚染について法的拘束力のある国際協定を作るとの決議案を採択した。交渉のための政府間委員会を立ち上げ、2024 年末までに作業を終える方向。プラごみ汚染を規制する国際協定ができれば初めてとなる。

近年、プラごみの環境中への流出が世界的に問題になっており、河川には 1 億 900 万トン、海には 3 千万トンがたまっていると分析される。だが河川や海洋への流出を規制する国際条約はこれまでになく、対策が急務となっていた。

◇財政難でプラごみリサイクル断念、北海道室蘭市が焼却処理へ変更

＜朝日新聞　2022 年 3 月 1 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASQ3166MJQ31IIPE00K.html

財政難を抱える北海道室蘭市は 4 月から、資源ごみとして分別回収し、リサイクルをしてきたプラスチックごみを焼却処理に変更する。人口減が続き税収が落ち込むなかで、財政再建策の一つとして費用が安く済む焼却に転換する。ごみ袋の値上げやごみ回収場所の縮小なども予定している。

市環境課によると、分別回収、リサイクルしていたプラごみは、卵や豆腐のパック類、ポリ袋、シャンプーなどのボトル類、ペットボトルのキャップの 4 種類。2006 年から一般ごみとは別の有料袋に入れてもらい、月 1 回、回収してきた。

回収後は中間処理施設でリサイクルに適したプラ容器を選んだ後、日本製鉄構内の工場で燃料に加工して、製鉄に使うリサイクルをしてきた。

しかし、年間の回収量は約 150 トンと少なく、効率は悪かった。同課は量が集まらなかった理由として、リサイクル用の袋が有料であることや、プラごみのなかで多くを占める総菜や弁当の容器を除いたことを挙げている。

同市の人口はピークとなった…

◇大崎町における資源循環・廃棄物処理システムの評価に関する研究がスタート 大崎町 SDGs 推進協議会と国立環境研究所が共同研究契約を２月３日に締結

＜国立環境研究所　2022 年２月３日＞　https://www.nies.go.jp/whatsnew/20220203/20220203.html

****

[10] ***温暖化対策関係***

◇再生燃料の国産化へ団体設立　航空機向け、コスト削減

＜共同通信　2022 年３月２日＞　https://nordot.app/871674827066195968?c=39546741839462401

全日本空輸と日本航空、日揮ホールディングスなど計 16 社が国産の航空機用再生燃料（SAF）の商用化と普及に取り組む有志団体を設立し、羽田空港で２日発表会を開いた。世界で二酸化炭素（CO2）の排出削減への機運が高まっており、航空会社と技術開発や製造、流通に関わる事業者が手を組み、コスト削減といった課題解決を加速させる。

団体名は「ACT　FOR　SKY（アクト・フォー・スカイ）」。エネルギー会社や鉄道会社、食品メーカーのほか、使用済み食用油を回収して SAF を製造するレボインターナショナル（京都市）なども参加した。

****

[11] ***環境安全関係***

◇（仮称）ＪＲＥ鏡野風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

＜環境省　2022 年３月３日＞　https://www.env.go.jp/press/110633.html

◇環境教育等促進法に基づく「人材認定等事業」登録制度（教材開発・提供事業）の新規登録について（マンガとすごろくで学ぶ！環境学習教材開発事業　【加山興業株式会社】）

＜環境省　2022 年３月３日＞　https://www.env.go.jp/press/110643.html

****

[12] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（農薬（ウニコナゾール P 等７品目）の残留基準の改正）に関する御意見の募集について

＜厚生労働省　2022 年２月 21 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495210439&Mode=0

◇「危険物の取扱いに係る業務の規程の審査要領」の一部改正に関する意見の募集について

＜国土交通省　2022 年２月 22 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=155221204&Mode=0

◇トリネキサパックエチルに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2022 年２月 24 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc1_no_trinexapacethyl_040224.html

---

◇ピラジフルミドに係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集について

＜内閣府食品安全委員会　2022 年２月 24 日＞

http://www.fsc.go.jp/iken-bosyu/pc2_no_pyraziflumid_040224.html

---

◇感染症危機管理専門家(IDES)養成プログラム

＜厚生労働省　2022 年３月３日＞

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/ides/index.html

現在８期生募集中！応募期間は令和４（2022）年４月 30 日まで！

目的

2014 年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行を受け、人的な国際貢献を検討する際に、日本国内にそれに対応できる専門家が不足していることが明らかとなった。新興・再興感染症への対策の一環として、感染症の危機管理に対応できる人材の養成を行うことで、人的な国際貢献が可能となる体制を築くとともに、国内での感染症危機管理対応力の強化を図る。

◇「感染症危機管理専門家養成プログラム：Infectious Disease Emergency Specialist Training Program（IDES）」採用案内

＜厚生労働省　2022 年３月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=A_lpDNzO6k4W-rORY

◇令和３年度予算（追加事業）及び令和４年度予算案（長寿命化促進事業）における国立大学法人等施設整備事業の選定の考え方

＜文部科学省　2022 年３月３日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdUac4Yq1wFuWbG

https://www.mext.go.jp/content/20220303-mxt_keikaku-000021000_1.pdf

---

[公募結果、意見募集結果]

◇「「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案」及び「労働安全衛生規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令案」に関する意見募集について」に対して寄せられた御意見等について

＜厚生労働省　2022 年２月 24 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210319&Mode=1

◇「食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件（案）」（農薬等（アルベンダゾール等９品目）の残留基準の改正等）に関する御意見の募集について寄せられた御意見について

＜厚生労働省　2022 年２月 25 日＞

https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210281&Mode=1

[調査結果]

◇妊婦の鉛ばく露と生まれた子どもの性比との関連について：子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）

＜国立環境研究所　2022 年２月 15 日＞

https://www.nies.go.jp/whatsnew/20220215/20220215.html

****

[13] *その他省庁発表*

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 512 号）

［官報］　令和４年３月２日　本紙　第 685 号　７頁

https://kanpou.npb.go.jp/20220302/20220302h00685/20220302h006850007f.html

---

◇共同利用・共同研究拠点（公立大学、私立大学）の期末評価結果（令和３年度実施）

＜文部科学省　2022 年３月２日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdSac5aaqqT2xbM

公立大学及び私立大学の共同利用・共同研究拠点においては、有識者等により、各拠点の活動状況や成果等を確認し、適切な助言を行うことで、学術研究の基盤強化と新たな学術研究の展開に資することを目的として、各拠点の認定開始後３年経過後に中間評価を実施することとしています。

このたび、平成 28 年度に認定した４拠点について、科学技術・学術審議会学術分科会研究環境基盤部会共同利用・共同研究拠点及び国際共同利用・共同研究拠点に関する作業部会特色ある共同利用・共同研究拠点に関する専門委員会（主査：観山 正見 岐阜聖徳学園大学学長）において、書面評価、ヒアリング評価及び合議評価を実

施し、評価結果を取りまとめました。

また、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業（機能強化支援）」による支援を受けた上記の評価対象拠点（1拠点）について、「特色ある共同研究拠点の整備の推進事業」推進委員会（主査：観山 正見 岐阜聖徳学園大学学長）において、支援の初年度から終了年度までの事業の実施状況や成果等を併せて確認しました（事後評価）。

同志社大学赤ちゃん学研究センター
大阪市立大学人工光合成研究センター
名古屋市立大学創薬基盤科学研究所
兵庫県立大学自然・環境科学研究所天文科学センター

****

[14] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・薬事・食品衛生審議会　指定薬物部会を開催します　　３月４日、非公開
＜厚生労働省　2022 年３月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=E-l5HMze-l4G6qyBY
・第 18 回発散防止抑制措置特例実施許可に関する専門家検討会を開催します　　３月 10 日、非公開
＜厚生労働省　2022 年３月３日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=o1nJrHxuSu62WhkxY
　　個別事業場に係る発散防止抑制措置特例実施許可に関する申請事案の技術的な検討について
・薬事・食品衛生審議会　医療機器・再生医療等製品安全対策部会（ペーパーレス）を開催します
　　３月 16 日
＜厚生労働省　2022 年３月２日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Y5kLmTasFYLdw2bxY
・令和３年度廃棄物処理システムにおける脱炭素化に向けた普及促進方策に係る第３回シンポジウムの開催について　　３月 16 日
＜環境省　2022 年３月３日＞　https://www.env.go.jp/press/110651.html
＜第１部　今年度の成果と課題・展望＞
＜第２部　指針案等への有識者からのコメントと提言＞
＜第３部　課題発掘＞
・令和３年度アスベストモニタリングマニュアル改訂検討会（第３回）の開催について　　３月８日
＜環境省　2022 年３月３日＞　https://www.env.go.jp/press/110646.html
（１）アスベスト迅速測定法に係る追加試験結果について
（２）アスベストモニタリングマニュアル改訂案について
（３）その他
・令和３年度災害時の廃石膏ボード再生利用促進に関するセミナーの開催について　　３月 16 日
＜環境省　2022 年３月３日＞　https://www.env.go.jp/press/110644.html
　　災害時の廃石膏ボード再生利用を促進するために平時から知っておくべき事
・産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会液化石油ガス小委員会（第 16 回）　　3 月 14 日
＜経済産業省　2022 年３月３日＞
https://wwws.meti.go.jp/interface/honsho/committee/index.cgi/committee/43888
1. 「液化石油ガス安全高度化計画 2030」の取組状況について
2. 2021 年度立入検査の実施状況及び 2022 年度立入検査の重点について
3. 液化石油ガス法の改正について
・学校法人制度改革特別委員会（第４回）の開催について　　3 月 9 日
＜文部科学省　2022 年３月３日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdUac4Yq1wFuWbH
1. 個別の論点について
2. その他

[開催記録、報告、資料等]

・第５回国連環境総会再開セッション（UNEA5.2）の結果について　　２月 28 日～３月２日

＜環境省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.env.go.jp/press/110635.html
会合の成果：以下を始めとする計14本の決議(resolution)（別紙１参照）　決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際約束に向けて」(別紙２、３参照)
・第 2 回ワクチンの流通情報の基盤整備に向けた検討会（議事録）　　１月１９日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=Q7kruRaMNaL940TRY
（1）第１回検討会における主なご意見
（2）ワクチン接種円滑化システム（V-SYS)について
（3）自治体における接種実績把握方法
（4）民間データの活用事例
（5）今後の議論のポイント
（6）協議内容のまとめ、次回議題
・第１７１回労働政策審議会労働条件分科会　議事録　　1 月 14 日
＜厚生労働省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=c4kafbX8QYxcGyLhY
　　研究者等に対する無期転換ルールについて
・科学技術・学術審議会　研究計画・評価分科会（第 80 回）　　3 月 3 日
配布資料
＜文部科学省　2022 年 3 月 2 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdSac5aaqqT2xbJ
1. 総合科学技術・イノベーション会議が実施する国家的に重要な研究開発の評価 について
2. 研究開発課題の評価について
3. 「第 11 期研究計画・評価分科会における研究開発課題の評価について」の改定 について
4. 分野別研究開発プログラム評価の今後の進め方、プログラム評価のフォーマット について
5. その他
・国立大学法人等施設整備に関する検討会（令和 3 年度）（第 5 回）　配付資料　　2 月 25 日～3 月 2 日
＜文部科学省　2022 年 3 月 3 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdUac4Yq1wFuWbI
1. 令和 3 年度予算（追加事業）及び令和 4 年度予算案（長寿命化促進事業）における国立大学法人等施設整備事業の選定の考え方（案）について
2. 令和 3 年度予算（追加事業）及び令和 4 年度予算案（長寿命化促進事業）における具体的な事業案一覧について
・国立大学法人等施設整備に関する検討会（令和 3 年度）（第 5 回）議事要旨　　2 月 25 日～3 月 2 日
＜文部科学省　2022 年 3 月 3 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agdUac4Yq1wFuWbJ
1. 令和 3 年度予算（追加事業）及び令和 4 年度予算案（長寿命化促進事業）における国立大学法人等施設整備事業の選定の考え方（案）について
2. 令和 3 年度予算（追加事業）及び令和 4 年度予算案（長寿命化促進事業）における具体的な事業案一覧について
****
[15] ***その他***
◇***インフルエンザ、感染症関係***
・令和４年 動物由来感染症及び狂犬病予防啓発資材について
＜厚生労働省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=I9lJLPzuym422oGxY

・福島県での高病原性鳥インフルエンザ発生（野鳥国内 34 例目）に伴う野鳥緊急調査の結果について
＜環境省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/110688.html
・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 41、42、43 例目）
＜環境省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/110687.html
・岩手県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性について（野鳥国内 44、45、46 例目）
＜環境省　2022 年 3 月 3 日＞　https://www.env.go.jp/press/110706.html

・北海道の死亡野鳥におけるＡ型鳥インフルエンザ簡易検査陽性について
＜環境省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.env.go.jp/press/110702.html

・ブルガリアからの家きん肉等の一時輸入停止措置の解除について
＜農林水産省　2022 年 3 月 2 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/220302.html
********** 以上 **********